

NHK受信料制度等検討委員会  
次世代NHKに関する専門小委員会（第2次）  
第4回会合 議事要旨

■ 日時

2022年3月11日（火） 13:00～15:00

■ 場所

オンライン会議

■ 出席者

【委員】（五十音順、敬称略）

大澤彩、曾我部真裕、巽智彦、船木夏子、松下東子（5名）

■ 議事次第

- 1 開会
- 2 議事
  - （1）事務局から資料の説明
  - （2）意見交換
  - （3）その他
- 3 閉会

■ 議事概要

- 1 開会
- 2 （1）事務局より資料の説明

▼ これまでの議論を整理、補足となる資料を説明しつつ、論点などを提示

- 2 （2）意見交換

【要素①②③の再検討について】

- ・ 第1次報告書の中の、望ましい情報空間と、それを実現するために要素①「多くの選択肢が提示されていること」、要素②「個人の選択能力が確立されていること」、要素③「要素①②を可能にする装置」について、見方自体を最近また検討している。特に松下委員の調査結果などを見て、その整理も踏まえると、要素①②③のうち、①は動かしようがない前提として必要と思うが、要素②は見方が難し

いと思い始めている。

- ・ 現状では、個人の能力・ポテンシャルに着目しているが、仮に能力に自信があるハイリテラシ層（インターネットの活用度高い・インターネットの課題への問題意識が高い層）であっても、日頃の生活は忙しいと想定できる。多くの選択肢の中から納得のいく情報を集めて処理することに、なかなか手が回らないと想像できる。能力の中にその要素も含まれるかもしれないが、能力が確立されていることに加えて、時間的な余裕や、それを作り出すための環境のようなものを、もう少しはつきり打ち出さないといけない可能性もある。また、この点は、要素③に入る可能性もある。能力にプラスして、能力を発揮できるだけの整理された状態の情報を渡す。もしくは、隙間時間を有効に使ってもらえるような環境を整える、ということもある。能力云々とは異なる形で、時間がない中でどのように情報を咀嚼するか、ということに光が当たった方が良い部分もある。要素②の「能力の確立」という言葉で括った際に、漏れるものがないかについても、現在検討している。
- ・ 先日、テレビを日常的に利用していない方などを対象とした調査を行った。ハイリテラシ層・危惧優位層（インターネットの活用度の低い・インターネットの課題への問題意識が高い層）には、ニーズと問題意識もある。サービスニーズも非常に高い。特にハイリテラシ層は、「自分でやらないといけないが時間の節約になる」、「気を配ってやれていることが楽にできるようになる」ということを言う。要素②の観点で、「能力を発揮できるサポート」のような要素を加えるのは良いことだと思う。
- ・ 逆に、便益優位層（インターネットの活用度高く・インターネットの課題への問題意識が低い層）などは、「別に偏っていても良い」、「好きなものだけ見ている」と言う。能力があっても、発揮したいと思わないようだ。何となく間違っているのではないか、という意識を持っている方々には、能力を発揮するきっかけとなる、啓蒙の部分の方が必要である。
- ・ 意識が高い、危機感を感じているというのは、あくまで本人の主観的判断である部分もある。極端な例だが、最近テレビでウクライナ関連の報道が流れているが、ロシアでは情報統制が敷かれており、新しい情報が流れていない。その中で、「ロシア系政府関係機関がロシア国内の世論調査を実施し、ロシアの軍事侵攻に賛成する人が3分の2である」と聞くと、そのような方々は正しい情報が貰えていないので、その環境の中で自分の選択が正しいと思っているのかもしれない。
- ・ 正しい情報を提供することは当たり前だが、正しく情報を提供する・偏りをなくす・情報統制をなくす、ということは改めて重要である。そこが出来ていないと、仮に個人が「正しい選択をしよう」「正しい選択ができている」と思っている、実際は狭い範囲の中で判断しているだけになる。そのため、要素③が大元の前提として大事になる。図表でも要素①②を包含する形になっているが、要素③がな

いと要素①②を頑張っても仕方がない。

- 要素①②と要素③は性質が異なる。要素①②は結果であり、状態を表す。要素③はその状態に持つていくためのさまざまな施策なので、状況が違っている。その意味で要素③が重要になるというのは、先生方の言う通りだと感じた。
- 要素③について、おせっかいになってはいけないと思っている部分がある。例えばウクライナの話についても、ウクライナで起きていることは全く嘘だという、極端なことを言っている人をインターネットで見たことがある。「嘘だと言っている人が嘘である。ウクライナでは本当にこういうことが起きており、その背景にはこのようなことがある」ということをまとめてくれている番組を、NHKは地上波で最近放送しており、勉強になる。しかし、今までの背景や経緯をまとめて作っていく際に、それ自体が一つの見方になってしまう危険もあるかもしれない。情報を正しく届けようとする、どうしても一つの切り取り方になる。その際に、バランスは難しいものの、おせっかい過ぎないことも大事だと考えている。

#### 【Consumer 's Interest (消費者的な関心) と Public Interest (公共的な関心)】

- 消費者的な関心と市民としての関心を区別することがある。それで区別すると、ハイリテラシと言った際のリテラシは、市民ではなく消費者としてのものである。例えば、生活情報などの話であり、必ずしもウクライナ情勢のような話ではないと考える。その上で、選択能力の確立が難しい点として、やはりパターンナリストイックの話になっていくことである。公共の問題に関心を持つことが望ましいとは言いつつも、リベラリズムの社会において、特定の人に「関心を持って」というようには言えない。そこは難しい所である。非テレビ層の分類の話を見る際には、Public Interestなのか、Consumer' s Interestなのか、という視点で見ていくことも必要な視点である。
- Public Interest と Consumer 's Interest について、受け手としての消費者自体がかなり多様化している。例えば、政治に関心がある・ないということだけではなく、今日の議論で言及していたように、忙しくてあまりテレビを見ることが出来ない人、せいぜい電車の中でスマートフォンを使って新聞を読む人、新聞も読まずに Twitter を見ている人、テレビばかり見ている人など、さまざまいると思う。
- 「自分は良いが社会には必要である」という外部視点をご自身の中に持っている人が多かった。便益優位層などの中でも、お話を聞いてみると、「自分は困っていない。学生だから」、「こういう生活だから困っていない」と言う。同時に、社会的に見ると、「偏見を持っている人がいる」、「多様性に気付かない人がいる」「一つの方向でしかものを見られない人がいる」というようなことも言う。Public Interest の観点で見た際に、「サポートのサービスは必要である」というご意見もあった。

- ・ 危機感を持っている層は大きいことから、それを是正するような公共放送に価値を感じている。また、価値を感じているか否かに関わらず、必要なのではないか。NHKのサービス案についても、おせっかいになってはいけないというのはありつつも、選択するのは個人である。是正する仕組みがあること自体の安心感もある。そのため、やる意義があるのではないか。

#### 【経済的な格差について】

- ・ 懸念している点として、情報を消費者が手に入れる際に、お金が必要になってきていることが挙げられる。情報を取得する能力などだけではなく、受け手である消費者の中での、経済的な格差も大きく影響してくる。昔も紙の新聞にお金を払っており、今もインターネットでも購読料を払うが、それ以外のコンテンツも買う時代になっているのではないか。
- ・ 例えば、テレビ局の中にはYouTubeでチャンネルを持っており、淡々とニュースを流していることもあって評判が良いと聞いたことがある。勿論YouTubeなので無料で見ることができるものもあるが、有料化しないと良いコンテンツを作れない、となると、コンテンツにお金を払える人とそうではない人が出てくる。受け手の情報処理能力・正しいかどうかの判断能力や知識も勿論だが、経済的な格差が大きくなるのではないか、ということが気になっている。

#### 【望ましい解決の水準・その決定方法をどのように捉えるか】

- ・ 望ましい解決の水準は一義的にも、あらかじめにも決まるものではない。客観的な状況を踏まえて、合意のもとに決めるしかない。その前提として、客観的な状況をしっかりと明らかにする、立法事実の整理が必要になる。それを踏まえて解決の方向性を探る際、日本に欠けているのは、誰が総合調整を行うか、という観点である。
- ・ 他国ではどうしているか気になる。おそらく英国では、Ofcomが俯瞰的に把握しつつ立案能力を有している。日本ではその能力が欠けている。事業者が利益を主張して、なんとなくそれを納めているに過ぎない。そのため、どのようにこの議論を作り上げていくか危惧している。今ここでは問題提起に留めるが、報告書では盛り込みたい。
- ・ 懸念している点として、情報空間を多角的な面でコントロールすることは、適切な中立性を備えた第三者機関などが必要ではないだろうか。なぜなら、インターネット上では急に配信を止めたり、コンテンツ料金を大幅に値上げしたりすることがある。これについて、消費者法の授業で題材になったこともある。提供者が一方的に内容を変えることは、コンテンツ制作費が必要なことなど、理解できないが、受け手である消費者としては振り回される形である。加えて、実質的に他の選択肢も乏しい。競争法の観点も含めて、情報提供のありかたを総括的

に見る、もしくは決める第三者機関が必要なのではないだろうか。

- ・ 望ましい解決水準は所与としては決められない。また、水準という言い方も不正確。個別の政策なり立法・自主規制なりの次元で、相対的に議論するのであろう。例えば、フランスではフェイクニュース対策についてこれ位やっているが、日本ではこのくらいであるべき、などである。
- ・ 決定方法については、誰がどう決めるかは問題である。例えば、取引D P F法（取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律）には官民協議会を作ると法律に明記されている。政府の各部署・国民生活センター・NPOが入っており、場を用意することでスタートさせている。放送・通信の枠を飛び越えて、情報空間を組成するアクターをまんべんなく組織化する官民協議体があって、そこで議論することで水準・環境を整える手はあるかもしれない。誰がどう作るかについての課題はあるが、ひとつのあり得る方向性である。
- ・ アイデアとして面白いし、この分野に限らず今後あり得る方法論である。ただ、これまでの法改正の議論などを見ていると、官民協議会を立ち上げたところで、全部のアクターの意見を聞いてくれるか懸念を抱いている。そのため、何らかのベースは必要である。法律など、なんらかの基本的な考え方を示したうえで、議論を始めるべきである。そうでなければ、各アクターが自己利益を通してしまう。

#### 【国内P S M（Public Service Media）の基準とは】

（国内のP S Mの議論についての経緯）

メディア環境の激変、視聴者の利用態様の変化を受けて、現在、欧州を中心に、各国が公共サービスメディア（Public Service Media）のデジタル戦略についての議論を開始している。ただ、一口にP S Mといっても、その定義が世界で統一的に確立されている訳ではない。そんな中で、BBCなどの世界のP S Mを構成員とするグローバル機関は、P S Mの役割を、【テレビやラジオに加えて、複数のプラットフォームにわたってサービスを提供する現代のデジタルメディア時代の公共放送】などと定義している。その上で、情報、教育、娯楽を提供し、多様で高品質なコンテンツを、広くアクセス可能な形で提供し、事実に基づく効果的な民主主義に資することを目的をとしている。

海外でも情報空間の変化を受けての、P S Mの在りようについての議論は継続中である。それらの議論を注視しながら、本小委員会で、望ましい情報空間のあり方について今後も検討を重ねる上で、国内のP S M像については、議論していく必要があると考える。

- ・ P S Mを設置しようとする、一番の競合は新聞社とも言い得る。テキストをアップするとなると、彼らも競合する。一定程度、Public Interestについても発信している。P S Mを考える場合は、その独自の存在意義・価値訴求が必要である。加えて、“民業圧迫”になり得る可能性もある。既存の民放など伝統メディア

との関係はもう少し詰めた方がよいのではないか。

- 理屈としては、NHKだけがP S Mになるという訳ではない。ただ、現実問題としてリソースがあるのはNHKだけとなると、ある意味、事実上独占のような形になる。法的に整理をする段階で、なにを要求するということであれば、情報空間の既存のアクターが適正な競争環境に置かれるのかどうかも考えなければならぬ。先のご意見のように、新聞社も関わるのであれば、放送法の枠も超えているので、高度な仕組みになる。
- P S Mについて、受信料というファイナンスはセットという理解だろうか。  
→私はその認識である。1つ目は、公共放送の仕組みの延長として、主体を認定して特別なお金でファイナンスすることである。NHKをそのままスライドするような形で、P S Mを想定する。2つ目は、インターネットは放送のように「チャンネル」を限定している訳ではないので、A新聞P S Mチャンネルのようなものもあり得る。そうすると通常の事業認可に近くなり、参入がしやすい仕組みになる。
- P S Mはそもそも複数あるべきなのか。利用者にとっては、選択肢が増えることが逆に分かりにくさを生まないだろうか。公共的なサービスについては、一定程度集約されているほうが分かりやすいとも思うが、いかがだろうか。  
→通常は1つという想定である。しかし、複数あっていけないということがあるか、ふさわしい規律と共に考える必要があるだろう。その点は今後の論点にしたい。

## 2 (3) その他 (事務連絡)

第5回会合は、2022年4月26日(火) 15:00~17:00に、開催する。これまでの論点を整理したうえで、引き続き意見交換する(予定)。

## 3 閉会